

産業廃棄物搬入届出書 附属書

・処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類	1 kgにつき 13円
建設汚泥	

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- ・施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- ・流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- ・他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- ・搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- ・搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- ・万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

・搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

石綿含有産業廃棄物があります。

石綿建材除去事業（特定粉じん排出等作業）で発生した廃石綿等ではありません。

・搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程、材質など

・搬入廃棄物の数量根拠

自社搬入します。

マニフェストを使用します。

紙マニフェストを使用します。

電子マニフェストを使用します。

下記のいずれかに該当します。

公共工事であり、同一工事で届出書を提出したことがあります。

公共工事以外であり、今年度内に届出書を提出したことがあります。

搬入番号:

届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。